

運営方針等の改定（案）について

1 概要

地域包括支援センターについては、高齢者数の増加に伴い、様々な相談が寄せられていることに加え、核家族の増加等により求められる役割が広範囲化かつ複雑化している。これらに加え、本市においては、総合相談支援の強化やフレイル予防対策の実施等を背景に、センターに関連する業務は年々増加している状況にある。

これらの背景を踏まえ、令和 5 年度には体制整備の一環として、人員配置基準及び委託料の見直しを行ったところであるが、その効果がより確実なものとなるよう、本市の運営方針を改めて提示するとともに、今後の活動目標、業務内容及び業務水準等について業務仕様書において明確化を行うことで、市とセンター間の運営に関する規範的統合及び地域包括ケアシステムの推進を図ろうとするもの。

【本改定にあたり参考としたもの】

- ・「地域包括支援センターの設置運営について」
(平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号)
- ・「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」
(平成 30 年 7 月 4 日老振発 0704 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知)
- ・「地域包括支援センターの現状及び課題等の整理」(米子市長寿社会課作成)

2 改定の主な内容

○地域包括支援センター運営方針

- ・名称を「米子市地域包括支援センター事業実施方針」から「米子市地域包括支援センター運営方針」に改め、基本的方針の追加や、第 9 期介護保険事業計画（案）を踏まえた内容に修正
- ・運営事業実施計画について、地域特性を踏まえたものとすることとし、点検や評価に関する項目を追加【重要】
- ・職員の配置について、配置基準の見直し（令和 5 年度実施）の内容を反映
- ・設置場所について、今後の圏域再編を見据え、文言を修正
- ・職員の資質の向上に関連し、受講すべき研修について具体化
- ・地域ケア会議について、米子市地域ケア会議（がいなケア会議）との連携を追加【重要】

○地域包括支援センター運営事業仕様書（長寿社会課）

- ・人員に欠員が生じた場合の取扱いについて具体化【重要】
- ・包括的支援事業従事者（三職種）のケアプラン数の上限を設定【重要】
- ・センターで実施水準の統一が望ましい項目について、「各業務の実施回数等一覧表」に明記【重要】
- ・災害発生時対応マニュアルの策定について追加
- ・各種業務の定義や内容について明確化（実態把握業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務等）
- ・各地域ケア会議の性質・目的等について明確化
- ・認知症理解の普及啓発や相談支援等における役割について明記
- ・「多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築」について追加し、内容を具体化